

韓国の多文化家族支援法—外国人統合政策の一環として

白井 京

【目次】

- I はじめに
 - II 「多文化家族」の急増
 - III 法制定の社会的要請と審議経過
 - IV 法律の概要
- 翻訳：多文化家族支援法

I はじめに

近年、韓国では外国人が急増している。その多くは外国人労働者と、国際結婚による移民である。

急増する外国人との共生は、現在の韓国社会における大きな課題である。2003年8月には「雇用許可制」という枠組みを用いて外国人単純労働者を受け入れる外国人労働者の雇用等に関する法律が制定され、2007年5月には外国人の社会統合を目指す外国人政策の基本法とされる在韓外国人処遇基本法が制定された。この2つの法律については、本誌においても順次紹介して^(注1)きた。

これら一連の外国人政策の流れの中で、2008年3月、国際結婚による移民に焦点をあてた社会統合のための法律が制定された。「多文化家族支援法」である。同法は、韓国人と外国人による国際結婚により構成された「多文化家族」の構成員が、安定的な家族生活を営むことができるようにし、構成員の生活の質の向上と社会統合に貢献することを目的としている。

ここでは、この多文化家族支援法が制定された背景、法制定の社会的な要請と、審議過程について紹介する。なお、巻末に同法の翻訳を付した。

II 「多文化家族」の急増

2006年の外国人と韓国人による国際結婚

は計39,690件で、全結婚の11.9%を占めている。^(注2)このうち、韓国人男性と外国人女性の結婚は30,208件で、76.1%を占める。このような現象は、1990年代初めには全く予測できないことであった。当時、国際結婚は全体の1%程度にすぎず、韓国人女性と外国人男性の結婚が主であり、韓国人男性と外国人女性の結婚はごく少数に過ぎなかった。1990年代半ばから韓国人男性と外国人女性の結婚が顕著に増加し、特に2000年代に入ってからはその勢いが一層増している。農林業、漁業等の第一次産業に従事する男性の場合、全結婚の41.0%が国際結婚となっている。

国際結婚による移民の居住地域をみると、87.5%が都市地域に、12.5%が農村地域に居住している。しかし、韓国は極端に首都圏に人口が集中しているため、農村地域の方が地域社会に占める移民の比率が高い。

国籍としては中国、なかでも朝鮮半島にルーツをもつ朝鮮族の中国人が多い。次いで朝鮮族ではない中国人、ベトナム人が続く。特にここ数年、農村部における韓国人男性とベトナム人女性の国際結婚が急増している。

結婚により韓国に移民した外国人女性の平均年齢は31.1歳であり、配偶者の韓国人男性の平均年齢は40.7歳である。農村地域の場合、移民女性の学歴が配偶者と同等の場合が43.7%、配偶者より高い場合が34.1%を占め、教育水準は比較的高い者が多い。都市では20%が、農村部では37.3%が配偶者の父母と同居している。

このような国際結婚の急増には、様々な要因が考えられる。一つには、歴史的に男児選好の傾向が強い韓国において、現在、男性対女性の比率が116:100と不均衡な状態にあり、そのため必然的に「結婚できない」男性が増加してい

る点が挙げられるだろう。^(注3)特に第一次産業に従事する地方の男性に「結婚できない」者が多い。女性の社会進出にともなう、自己実現を重視し、結婚を選択しない女性の比率が高まっていることも、これに拍車をかけている。

さらに、国際結婚を社会的上昇の機会とみなし、経済的に発展した韓国をその対象とする発展途上国からの移民女性の増加が要因の一つとして考えられる。特に1992年に中国との国交を再開して以降、朝鮮族及びその他の中国国籍を有する結婚移民が増加し、その後は一転して東南アジアからの移民が急増している。

移民女性が直面する問題として挙げられるのが、言葉の問題や文化的な違いによる韓国社会への不適応や、家族間での葛藤である。韓国に根深い「単一民族意識」や、発展途上国からの移民女性と結婚する韓国人の大半が「社会的・経済的に下層に属する」という認識から、彼らに対して偏見や差別的な認識が固定化していると指摘される。^(注4)

国際結婚の需要が急増したことから詐欺まがいの結婚仲介業者が乱立し、こうした仲介業者を介した発展途上国の女性と韓国人男性の結婚については、「移住と人身売買の境界線上にある」との指摘もある。^(注5)2007年にはベトナム人女性が韓国人の夫に殺害される事件が発生し、ベトナム当局が違法な結婚仲介業者の取り締まりを強化している。^(注6)

李明博政権の発足後、地方を視察したビョン・ドユン女性部(省に相当)長官は、現場からの声として「移民女性問題を解決して欲しい」という要求が多かったと述べている。具体的には、文化や社会的背景の違いによる社会への不適応、低い韓国語能力により意思疎通が困難等の問題があり、配偶者から暴力(言葉による暴力を含む)を受けたことのある女性が半数に近いことなどを挙げている。^(注7)

さらに注目すべきは、国際結婚の増加とともに、

その家庭の子どもが顕著に増えている点である。特に初等学校に入学する子どもは2006年の6,795名から2007年には11,444名に急増しており、全体では2006年に比べて68.1%増加したという。現在の国際結婚の増加傾向からも、今後も国際結婚の家庭の子どもが就学が急増するものと見込まれている。これらの子どもたちの学校における修学状況は家庭環境により様々ではあるが、全体的に韓国の文化や歴史、社会生活等に疎く社会科などの科目を苦手とし、文章の意味を理解できないために数学の問題を解くことができないなどの傾向が見られるという。宿題や教材の準備、予習など、家庭が果たすべき役割の達成度が低いのも多文化家庭の特徴として挙げられている。^(注8)

Ⅲ 法制定の社会的要請と審議経過

2000年代に入ってからこのような多文化家族に対する社会の関心が高まり、各省庁は、所管する様々な支援政策を遂行してきた。女性部が韓国語や社会適応支援相談等を行ったほか、教育科学技術部、労働部、文化体育観光部、保健福祉家族部等も各々言語教育や医療等の支援を行った。^(注9)これらの支援が各省庁に分かれて断片的に行われているという反省と、多文化家族支援の基盤となる法律が必要という共通認識から、2006年から2007年にかけて、政策討論会や法律制定準備のための公聴会等が次々に開催された。

もっとも、国によるこれらの多文化家族支援政策は、韓国社会への多文化主義の導入を目的としたものではない。

結婚による移民の大部分は定住することが予想され、国籍法第6条で簡易帰化が認められているため、将来的に韓国国籍を取得する可能性が高い。そのため、多文化家族への支援は、移民女性の人権保護という側面だけでなく、フランスでの移民暴動事件を反面教師に、「将来的な

国の安定」を目的とする社会統合を促進するためとも説明される。^(注10) いわば、将来的に韓国国民となる移民女性とその子どもを国がサポートするという発想である。忠清南道の副知事は、「韓国人と結婚して移住してくる外国籍女性は、子どもを産む、その子ども達は韓国国民として将来の担い手となります。結婚移民として移住してきた外国籍の女性を困難な状態に置かないようにするのは行政の義務です^(注11)」と述べたという。多文化家族支援法制定のための立法公聴会においても、「特にこれらの子女世代が韓国社会に寄与する立派な人的資源として成長することができるよう、助けなければならない」ために国家的次元での投資が要求されると述べられており、こうした発想は共通の認識となっているようである。^(注12)

また、韓国には、家族政策の基本法として2003年に制定された「健康家庭基本法」^(注13)があり、多文化家族支援法はこの「健康家庭基本法」の理念を実現するために、特に問題が生じがちな多文化家族を対象として制定されたものでもある。

多文化家族支援法の元になったのは、与野党議員から提出された2つの法案である。2007年3月に現与党ハンナラ党のコ・ギョンファ議員他24名による「移住民家族の保護及び支援等に関する法律案」が、続いて5月には現最大野党統合民主党のチャン・ヒャンスク議員他20名による「多文化家族支援法案」が国会に提出された。国会女性家族委員会は、2つの案を統合し補完した委員会代案を作成して審議に付し、2つの法律案は廃案とした。^(注14)

国会での審議においては、一部の議員から在韓外国人処遇基本法との内容の重複について繰り返し懸念が示された。在韓外国人処遇基本法は、多文化家族支援法案が検討されている間に成立しており、移民を含む家庭に対する支援の条項も含まれている。^(注15) しかしこの

疑問に対して女性家族部(当時)長官は、在韓外国人処遇基本法が韓国での外国人の早期定着について重点を置いているのに対し、多文化家族支援法は長期的なスパンでの多文化家庭への支援という「家族政策」の一つであるという点に違いがあるとする政府意見を述べている。^(注16)

最終的に同法案は、2008年2月19日、国会本会議において可決され、同年3月21日に公布されるにいたった。

IV 法律の概要

同法は、16か条の本則及び2か条の附則からなる短い法律である。

この法律の目的は、多文化家族の構成員が安定した家庭生活を営むことができるようにすることでこれらの者の生活の質を向上させ、社会統合に貢献することにある(第1条)。

同法で国が支援の対象としている「多文化家族」は、韓国国民との結婚により韓国に移住した外国人や韓国に帰化した者、それにその夫婦から産まれた大韓民国の国籍を有する子どもがいる家庭に限定される(第2条)。すなわち、たとえ「多文化」な家族であっても、韓国以外の異なる国同士外国人が結婚した家庭に対しては、国としての支援は行わない。あくまで将来的に韓国国籍を取得する者、韓国国籍の子どもを出産し養育していく家族に対して支援が行われるのである。

国および地方自治体は、多文化家族の構成員が安定した家庭生活を営むことができるような施策を施行するよう義務付けられる(第3条)。保健福祉家族部長官は、多文化家族の実態を把握して政策策定に活用するために、3年毎の実態調査を行う(第4条)。国及び地方自治体は、多文化家族に対する差別や偏見を予防するために、広報等の必要な措置をとるよう義務付けられる(第5条)。

多文化家族の構成員には、生活情報提供及び

教育支援(第6条)、家族相談や夫婦教育等の平等な家族関係のための措置(第7条)、DV(ドメスティック・バイオレンス)等家庭内で発生する暴力の被害者に対する保護及び支援(第8条)、産前産後の健康管理に対する支援(第9条)、児童の保育及び教育への支援(第10条)が行われる。

これらの支援サービスの利用可能性を向上させるため、国及び地方自治体に対して多言語によるサービス提供を行うよう努力規定がおかれる(第11条)。また、国及び地方自治体は、関連業務に従事する公務員に対し、理解の増進と専門性向上のための教育を実施することができる(第13条)。

保健福祉家族部長官は、多文化家族支援センターを指定し、必要な予算を補助することができる(第12条)、国及び地方自治体は、多文化家族支援事業を行う団体や個人に対して支援を行うことができる(第16条)。

事実婚の配偶者及び子に対しては、大韓民国国民との事実婚関係で出生した子を養育している者に対してのみ、第5条から第12条までの規定を準用する。

同法は盧武鉉政権の末期に可決されたが、公布されたのは李明博政権発足後である。その後の省庁再編によって女性家族部が女性部に縮小され、家族政策が再び保健福祉部の所管となつて保健福祉家族部に拡大再編されたため、同法^(注17)は保健福祉家族部の所管となっている。

*インターネット情報はすべて 2008年10月3日現在のものである。

*法案、法律案審査報告書、国会会議録等については、立法統合知識管理システム<<http://likms.assembly.go.kr/>>によつた。

注

- (1) 白井京「韓国の外国人労働者政策と関連法制」『外国の立法』No.231, 2007.2, pp.31-50.<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/231/023105.pdf>>; 同「在韓外国人処遇基本法—外国人の社会統合と多文化共生」『外国の立法』No.235, 2008.3, pp.135-145.<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/235/023504.pdf>>を参照。
- (2) ここで記述する韓国の国際結婚に関連する数値は、基本的に全て농림부(農林部)「농촌 여성결혼이민자가족 지원사업 발전방안 연구」(農村女性結婚移民者家族支援事業の発展方策研究), 2008.1を参照した。
- (3) 국회도서관입법전자정보실(国会図書館立法電子情報室)「정책간담회 이주의 여성화와 이주여성 인권보호의 과제」(政策懇談会 移住の女性化と移住女性の人権保護の課題) 2006, p.14.
- (4) 박종보(パク・ジョンボ)「다문화가족지원법안 발제문」(多文化家族支援法案の発題文)『다문화가족지원법제정을 위한 입법 공청회』(多文化家族支援法制定のための立法公聴会), 국회인권정책연구회(国会人権政策研究会) 2007.1, p.8.
- (5) 한국염(ハン・グキョム)「이주의 여성화와 이주여성 인권보호의 과제」(移住の女性化と移住女性人権保護の課題)『정책간담회—이주의 여성화와 이주여성 인권보호의 과제』(政策懇談会—移住の女性化と移住女性人権保護の課題), 국회도서관(国会図書館), 2006, p.16. 例えばこうした「お見合い」は、事実上は男性が一方向的に女性を選択する形式であることから、発展途上国の女性を商品化しているとして批判されている。移民女性を「金を払って買って来た商品」のように扱うケースがしばしば生じ、殴打、外出禁止、虐待、労働の強要等の問題が起こることもあるという。これらの結婚仲介業者の問題については、2008年6月15日に結婚仲介業者の管理等に関する法律の改正法が施行され、政府による管理が強化された。
- (6) 田淵知子「多文化家族—増加する女性結婚移

- 民者の地域社会適応支援—(特集 韓国をめぐる諸問題への取組み)『自治体国際化フォーラム』No.224,2008.6, p.3.
- (7) 「출범 6개월, 정부를 말한다 — 12월부터 육아, 가사 및 퇴직여성 재취업 훈련 알선」(出發から6か月、李明博政府を語る—12月から育児、家事のせいで退職した女性の再就職を訓練・斡旋)『문화일보』(文化日報) 2008.9.23. 本文において後述するが、李明博政権発足後の省庁再編により、多文化家族関連の政策については保健福祉家族部多文化家族課の管轄となり、移民女性の人権侵害等についてのみ女性部の管轄となっている。
- (8) 韓国女性政策研究院・韓国青少年政策研究院『다문화가족 자녀의 학교 생활실태와 교사 학생의 수용성 연구』(多文化家族子女の学校生活実態と教師・学生を受容性研究), 2007.12, pp.i-viii.
- (9) 문순영(ムン・スニョン)「현행법(안)을 통해 본 국제결혼 여성이주민을 위한 사회적 지원체계에 대한 탐색적 연구」(現行法(案)を通じてみた国際結婚女性移住民のための社会的支援体系に対する探索的研究)『여성연구』Vol.72 No.1,2007, p.130. なお、ここで記述した省庁名は、全て再編後のものである。
- (10) 前掲注(4), p.12. 在韓外国人処遇基本法の制定当時も、政府は2005年のフランスにおける移民暴動事件についてしばしば言及していた。前掲注(1)「在韓外国人処遇基本法—外国人の社会統合と多文化共生」p.136を参照。
- (11) 中島真一郎「韓国の忠清南道天安市で開催された『多文化社会の到来と地域社会の対応』をテーマとする国際セミナー報告」〈http://www.geocities.jp/kumustaka85/20070807_korea.html〉による。同報告は、熊本市に活動拠点をおく市民団体「コムスタカ—外国人と共に生きる会」のウェブサイトに掲載されたものである。
- (12) 前掲注(4), p.8.
- (13) 健康家庭基本法第1条(目的)は、「健康な家庭生活の営為と家族の維持及び発展のための国民の権利、義務と国及び地方自治体等の責任を明白にし、家庭問題の適切な解決方を講究し、家族構成員の福祉増進に貢献することのできる支援政策を強化することにより、健康家庭の実現に寄与することを目的とする」と定める。なお、「健康家庭」は、同法第3条(定義)において「家族構成員の欲求が充足され、人間らしい生活が保障される家庭をいう」と定義される。
- (14) 韓国では、同一の目的を有する類似の法案が複数提出された場合には、一般的に所管委員会がそれぞれの案を統合・補完して「委員会代案」を作成し、個別の法案については廃案とするのが通例となっている。
- (15) 第2条(定義)において「結婚移民者」の定義を定め、第12条(結婚移民者及びその子の処遇)において韓国社会への適応支援について規定している。
- (16) 『第269回国会法制司法委員会会議録第15号』2007.11.23, pp.23-24等による。
- (17) 李明博政権発足後の省庁再編については、白井京「政府組織法の改正」『外国の立法』No.235-1, 2008.4, pp.18-19〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23501/02350109.pdf>〉を参照。
- (しらい きょう・海外立法情報課)

多文化家族支援法
다문화가족지원법
(2008年3月21日制定 法律第8937号)

白井 京訳

第1条(目的)

この法律は、多文化家族の構成員が、安定的な家族生活を営むことができるようにすることで、これらの者の生活の質の向上及び社会統合に貢献することを目的とする。

第2条(定義)

この法律で使用する用語の意味は、次のとおりである。

- 1 「多文化家族」とは、次のいずれかに該当する家族をいう。
 - a 「在韓外国人処遇基本法」第2条第3号の結婚移民者及び「国籍法」第2条により出生時から大韓民国国籍を取得した者により構成された家族
 - b 「国籍法」第4条により帰化許可を受けた者及び同法第2条により出生時から大韓民国国籍を取得した者により構成された家族
- 2 「結婚移民者等」とは、多文化家族の構成員で次のいずれかに該当する者をいう。
 - a 「在韓外国人処遇基本法」第2条第3号の結婚移民者
 - b 「国籍法」第4条により帰化許可を受けた者

第3条(国及び地方自治体の責務)

- ① 国及び地方自治体は、多文化家族構成員が安定的な家族生活を営むことができるように必要な制度及び条件を整備し、このための施策を策定し、施行しなければならない。
- ② 国及び地方自治体は、この法律による施策のうち、外国人政策関連事項については

「在韓外国人処遇基本法」第5条から第9条までの規定に従う。

第4条(実態調査等)

- ① 保健福祉家族部長官は、多文化家族の現況及び実態を把握し、多文化家族支援のための政策策定に活用するために、3年毎に多文化家族についての実態調査を実施し、その結果を公表しなければならない。
- ② 保健福祉家族部長官は、関係公共機関又は関連法人若しくは団体に対して、第1項による実態調査のために必要な資料の提出等の協力を要請することができる。この場合、資料の提出等の協力を要請された関係公共機関又は関連法人若しくは団体は、特別な事由がない限り、これに協力しなければならない。
- ③ 保健福祉家族部長官は、第1項による実態調査を実施する際に、外国人政策関連事項については法務部長官との協議を通じて実施する。
- ④ 第1項による実態調査の対象及び方法等に必要事項は、保健福祉家族部令で定める。

第5条(多文化家族に対する理解の増進)

国及び地方自治体は、多文化家族に対する社会的差別及び偏見を予防し、社会構成員が文化的多様性を認めて尊重することができるように多文化理解教育及び広報等の必要な措置をとらなければならない。

第6条(生活情報提供及び教育支援)

- ① 国及び地方自治体は、結婚移民者等が大韓

民国で生活するのに必要な基本的情報を提供し、社会適応教育並びに職業教育及び訓練等を受けることができるように必要な支援を行うことができる。

- ② 第1項による情報提供及び教育に必要な事項は、大統領令で定める。

第7条(平等な家族関係の維持のための措置)

国及び地方自治体は、多文化家族が民主的かつ男女平等な家族関係を享受することができるように家族相談、夫婦教育、父母教育、家族生活教育等を推進しなければならない。この場合、文化の違い等を考慮した専門的なサービスが提供され得よう努力しなければならない。

第8条(家庭暴力被害者に対する保護及び支援)

- ① 国及び地方自治体は、多文化家族内の家庭^(注5)暴力を防止するために努力しなければならない。
- ② 国及び地方自治体は、家庭暴力の被害を被った結婚移民者等に対する保護及び支援のために、外国語通訳サービスを備えた家庭暴力相談所及び保護施設の設置を拡大するよう努力しなければならない。
- ③ 国及び地方自治体は、結婚移民者等が家庭暴力により婚姻関係を終了する場合、意思疎通の困難さと法律体系等に関する情報の不足等により不利な立場に置かれることのないよう意見陳述及び事実確認等において言語通訳、法律相談及び行政支援等の必要なサービスを提供することができる。

第9条(産前及び産後の健康管理支援)

国及び地方自治体は、結婚移民者等が健康にかつ安全に妊娠し、出産することができるように、栄養及び健康についての教育、産前及び産後ヘルパーの派遣並びに健康検診及びその検診時の通訳等の必要なサービスを支援することができる。

できる。

第10条(児童の保育及び教育)

- ① 国及び地方自治体は、児童の保育及び教育を実施する際に、多文化家族構成員である児童を差別してはならない。
- ② 国及び地方自治体は、多文化家族構成員である児童が、学校生活に迅速に適応することができるように教育支援対策を準備しなければならない。特別市、広域市、道及び特別自治道^(注6)の教育監は、多文化家族構成員である児童に対して学科外又は放課後教育プログラム等を支援することができる。
- ③ 国及び地方自治体は、多文化家族構成員である児童の小学校就学前の保育及び教育支援のために努力し、児童の言語発達のために韓国語教育のための教材支援及び学習支援等の言語能力向上のために必要な支援を行うことができる。

第11条(多国語によるサービス提供)

国及び地方自治体は、第5条から第10条までの規定による支援施策を推進する際に、結婚移民者等の意思疎通の困難さを解消し、サービスの利用可能性を向上させるために、多国語によるサービス提供がなされるよう努力しなければならない。

第12条(多文化家族支援センターの指定等)

- ① 保健福祉家族部長官は、多文化家族支援施策の施行のために必要な場合には、多文化家族支援に必要な専門人材及び施設を備えた法人又は団体を多文化家族支援センター(以下「支援センター」という)に指定することができる。
- ② 支援センターは、次の各号の業務を遂行する。
- 1 多文化家族のための教育、相談等の支援事

業の実施

- 2 多文化家族支援サービスの情報提供及び広報
 - 3 多文化家族支援関連機関及び団体とのサービス連携
 - 4 その他の多文化家族支援のために必要な事業
- ③ 支援センターには、多文化家族に対する教育及び相談等の業務を遂行するために、関連分野についての学識と経験を有する専門人材を置かなければならない。
 - ④ 国及び地方自治体は、第1項に基づき指定した支援センターに対して予算の範囲で第2項各号の業務を遂行するのに必要な費用の全部又は一部を補助することができる。
 - ⑤ 支援センターの指定基準、指定期間、指定手続き等に必要な事項は大統領令で、第3項に規定する専門人材の基準等に必要な事項は保健福祉家族部令で各々定める。

第13条(多文化家族支援業務に関連する公務員の教育)

国及び地方自治体は、多文化家族支援関連業務に従事する公務員の多文化家族に対する理解の増進と専門性向上のために教育を実施することができる。

第14条(事実婚の配偶者及び子の処遇)

第5条から第12条までの規定は、大韓民国国民と事実婚関係で出生した子を養育している多文化家族構成員に対して準用する。

第15条(権限の委任と委託)

- ① 保健福祉家族部長官は、この法律による権限の一部を大統領令で定めるところにより特別市長、広域市長、道知事、特別自治道知事(以下「市道知事」という)又は市長、郡守、区長(自治区の区長をいう)に委任することが

できる。

- ② 国及び地方自治体は、この法律による業務の一部を大統領令で定めるところにより、非営利の法人又は団体に委託することができる。

第16条(民間団体等の支援)

- ① 国及び地方自治体は、多文化家族支援事業を遂行する団体又は個人に対して、必要な費用の全部若しくは一部を補助し、又は業務遂行に必要な行政的支援を行うことができる。
- ② 国及び地方自治体は、結婚移民者等が相互に助け合うための団体の構成及び運営等を支援することができる。

附則<第8937号、2008.3.21>

第1条(施行日)

この法律は、公布後6月が経過した日から施行する。

第2条(結婚移民者家族支援センターに関する経過措置)

この法律の施行当時、保健福祉家族部長官、市道知事又は市長、郡守、区長が指定し、又は運営中の結婚移民者家族支援センターは、この法律の規定により指定された多文化家族支援センターとみなす。

注

- (1) 大韓民国国民と婚姻したことがあり、又は婚姻関係にある在韓外国人をいう。
- (2) 国籍法第2条(出生による国籍の取得)は、出生と同時に国籍を取得する者を以下の通り規定している。
 1. 出生当時に、父又は母が大韓民国の国民である者
 2. 出生前に父が死亡した場合は、その死亡時に父が大韓民国の国民だった者

3. 父母ともに明らかでない場合又は国籍がない場合は、大韓民国で出生した者
4. 大韓民国において発見された棄児は、大韓民国において出生したものと推定する。
- (3) 国籍法第4条(帰化による国籍の取得)は、配偶者が韓国人である等の一定の要件を満たした者に対し帰化を許可する旨規定している。
- (4) 在韓外国人処遇基本法第5条から第9条までは、第2章「外国人政策の策定及び推進体制」として、各々外国人政策の基本計画(第5条)、年度別施行計画(第6条)、業務協力(第7条)、外国人政策委員会(第8条)、政策の研究及び推進等(第9条)について定めている。
- (5) ここでいう「家庭暴力」は、日本で一般的に使用される「家庭内暴力」とは若干意味が異なり、配偶者やパートナーからの身体的、精神的、性的な暴力であるDV(ドメスティック・バイオレンス)、児童虐待なども含め、広い範囲での家庭内における暴力を指すものである。
- (6) 教育監とは、各自治体(市、道)の教育業務を執行する教育庁の長である。2007年の教育法改正により、直接選挙により選出されるようになった。

(しらい きょう・海外立法情報課)